

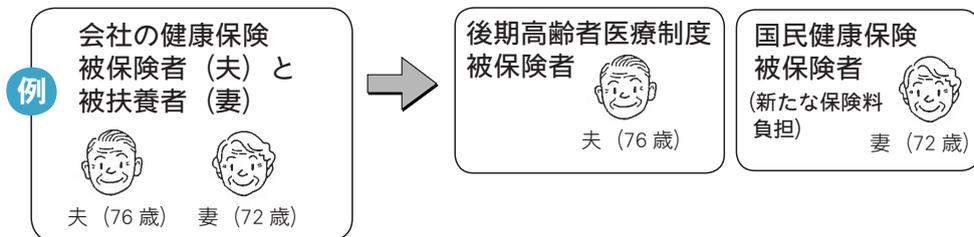
75歳以上の方と同居する 国保加入者の国保税が 後期高齢者医療制度創設にともなって軽減されます

■ 75歳以上の方が後期高齢者医療制度、75歳未満の方が国民健康保険に加入する場合



- ① 保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。
- ② 国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、5年間、世帯別平等割額が半額になります。

■ 75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入する場合



新たに国民健康保険に加入し、国民健康保険税を納めることになった方については、国保資格取得の届出により、2年間、所得割額・資産割額がかかりません。被保険者1人あたりで賦課される均等割額が半額に、さらに、被保険者が1人の場合には、世帯別均等割額が半額になります。

前年の収入状況により
国保税が軽減されます

国民健康保険に加入している世帯は、その世帯の前年中の収入状況等に応じ国民健康保険税が課税されていますが、規定により均等割額、世帯別平等割額が軽減されます。

収入状況により
国保税が減免される
制度があります

世帯主の死亡や長期疾病など特別な事情により生活が非常に困難となった世帯や、火災により建物を全焼した世帯などに国民健康保険税を減免する制度があります。詳細については税務課にお問い合わせください。